

介護保険 訪問看護利用料金表（利用者負担額）

1、介護保険訪問看護利用料

サービス内容	適用	単位	1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護 I 1※1	20分未満	314単位	336円	672円	1,008円
訪問看護 I 2	30分未満	471単位	504円	1,008円	1,512円
訪問看護 I 3	30分以上60分未満	823単位	881円	1,762円	2,642円
訪問看護 I 4	60分以上90分未満	1,128単位	1,207円	2,414円	3,621円
訪問看護 I 5	20分	294単位	315円	629円	944円
訪問看護 I 5※2	20分	265単位	284円	567円	851円

2、加算

項目	適用	単位	1割負担	2割負担	3割負担	
月1回	初回加算（Ⅰ）	新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し追加した日から訪問看護を行った場合・初回	350単位	375円	749円	1,124円
	初回加算（Ⅱ）	新規に訪問看護計画を作成した場合 初回月1回のみ	300単位	321円	642円	963円
	緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	24時間の連絡対応できる体制かつ業務管理体制が行われている場合	600単位	642円	1,284円	1,926円
	緊急時訪問看護加算（Ⅱ）	24時間の連絡対応できる体制である場合	574単位	615円	1,229円	1,843円
	特別管理加算（Ⅰ）	厚生労働大臣が定める特別管理を要する状態	500単位	535円	1,070円	1,605円
	特別管理加算（Ⅱ）		250単位	268円	535円	803円
	看護・介護職員連携強化加算	喀痰吸引・経管栄養をしている利用者に対する計画作成や介護職員に対する助言を行った場合	250単位	268円	535円	803円
	専門管理加算	厚生労働大臣が指定した専門研修を受けた看護師が計画的管理を行った場合	250単位	268円	535円	803円
	看護体制強化加算	厚生労働大臣が定めた基準をみたしている場合	300単位	321円	642円	963円
	週1回	複数名訪問看護加算 30分未満	同時に複数名を訪問看護を行うことについて、利用者や家族の同意を得ている場合	254単位	272円	544円
複数名訪問看護加算 30分以上			402単位	431円	861円	1,291円
複数名訪問看護加算 30分未満		同時に看護補助者と訪問看護を行うことについて、利用者や家族の同意を得ている場合	201単位	215円	430円	645円
複数名訪問看護加算 30分以上			317単位	340円	679円	1,018円
長時間訪問看護加算		特別管理加算算定者で1回の訪問が90分を越した場合	300単位	321円	642円	963円
退院共同指導加算		退院前に医療機関と共同で在宅で療養上必要な指導を行った場合 （特別な管理を要する場合は2回まで）	600単位	642円	1,284円	1,926円
口腔連携強化加算		口腔の健康状態を評価し、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し情報提供した場合	50単位	54円	107円	161円
ターミナルケア加算	死亡日および死亡前日14日以内に2日以上ターミナルケアを提供	2,500単位	2,675円	5,350円	8,025円	
毎回	サービス提供加算	厚生労働大臣が定めた基準をみたしている場合	6単位	7円	13円	20円

3、サービス提供時間外

サービス内容	負担額							
	夜間（18時～22時）				深夜加算（22時～6時）			
	早朝（6時～8時）							
	25%加算	1割負担	2割負担	3割負担	50%加算	1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護 I 1	393単位	421円	841円	1,262円	471単位	504円	1,008円	1,512円
訪問看護 I 2	589単位	631円	1,261円	1,891円	707単位	757円	1,513円	2,270円
訪問看護 I 3	1,029単位	1,101円	2,202円	3,303円	1,235単位	1,322円	2,643円	3,965円
訪問看護 I 4	1,410単位	1,509円	3,018円	4,527円	1,692単位	1,811円	3,621円	5,432円

\*2回目以降の訪問から加算されるものです。緊急で1回訪問しただけでは加算されません。

4、自費料金（保険外） \*税込

時間延長等の訪問	1時間半を超えるサービス提供	30分 3,000円
交通費	地域外の場合、実施地域を越した地点から実費徴収	1 km 20円
キャンセル料	連絡なくキャンセルされた場合	規定の利用料金の1割
亡くなられた後のケア	亡くなられた後の身体保清等	時間内10,000円 時間外13,000円

5、その他

※1 訪問看護 I の算定要件

利用者に対し、週1回以上30分以上の訪問看護を実施していることが必要利用者からの連絡に応じて

訪問看護を24時間行える体制であること

※2.1日に3回以上の理学療法士等が訪問リハビリを行った場合は訪問看護 I 5の9割相当単位数で算定となります（294単位×0.9×3回：1日60分以上の訪問看護リハビリ）

\* 准看護師が訪問した場合は基本料金の9割料金となります

\* 緊急時訪問看護加算および特別管理加算については区分支給限度基準額の対象外です

2024年 6月 1日より適用

太田川病院訪問看護ステーション\*5級地(10.7円)